

対象とする生活関連施設

今回策定した基本構想の中で、対象とした生活関連施設は、次の表に記載の施設です。

分類	生活関連施設
● 教育施設	● 盲学校・ろう学校・養護学校
● 医療施設	● 病院(2,000㎡以上)
● 娯楽施設	● 劇場・観覧場・映画館または演芸場(2,000㎡以上)
● 文化施設	● コミュニティセンター ● 地区センター ● その他集会施設(札幌市民ホール・さっぽろ芸術文化の館・教育文化会館) ● 図書館(中央図書館・地区図書館) ● 美術館・博物館・郷土館・記念館
● 商業施設 ● 商店街	● 商業施設(2,000㎡以上) ● 商店街(飲食店・銀行等のサービス業を営む店舗を含む)
● 郵便局	● 郵便局
● 宿泊施設	● 宿泊施設(2,000㎡以上)
● 官公署施設	● 市役所・区役所・保健所 ● 税務署・道税事務所 ● 警察署 ● ハローワーク ● 年金事務所
● 福祉施設	● 札幌市老人福祉センター ● 札幌市視聴覚障がい者情報センター ● 札幌市身体障がい者福祉センター ● 北海道障害者職業センター ● 老人ホーム、福祉ホーム等(2,000㎡以上)
● 運動施設	● 市立体育館 ● 競技場・野球場・プール・都市公園(総合公園、運動公園)
● 旅客施設	● 乗降客数5,000人/日以上(地下鉄・JR)及び鉄道駅に近接するバスターミナル ● 上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停
● 避難所	● 収容避難場所

○医療施設・娯楽施設・宿泊施設・商業施設・老人ホーム・福祉ホームの多くは、民間より管理されていることから、バリアフリー化基準への適合が義務化されている床面積2,000㎡以上を対象としました。

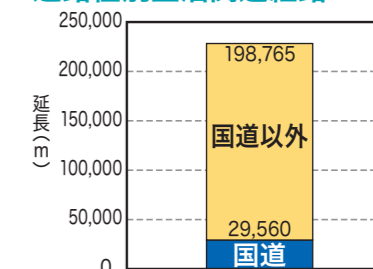
○避難所は、収容人数や他の生活関連施設の立地状況などを踏まえ、各地区1箇所以上を対象とし、平成23年12月に追加しました。



札幌市における生活関連経路設定の考え方

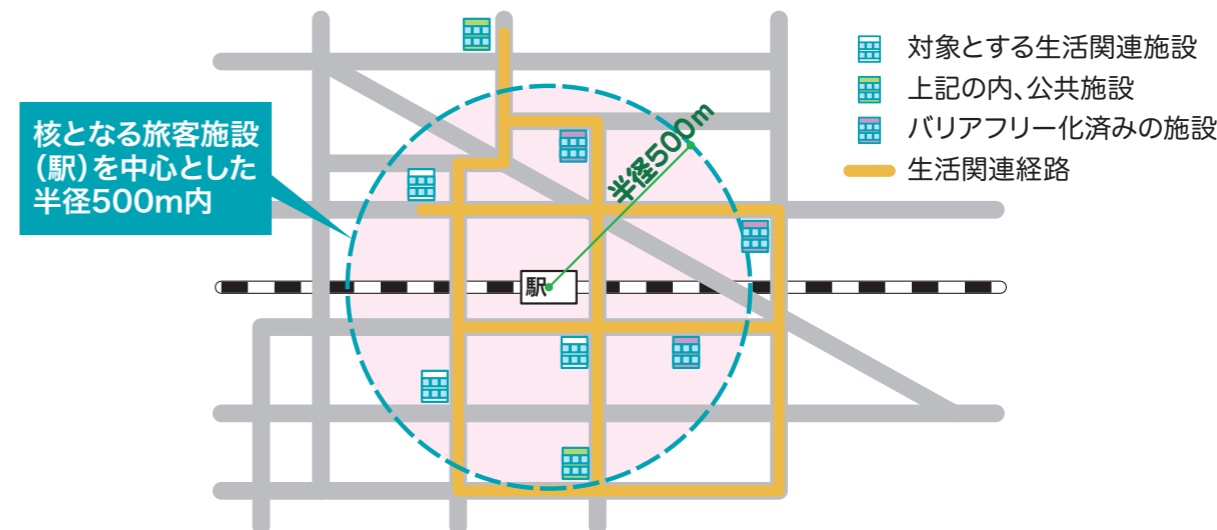
重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ経路を「生活関連経路」とします。この際に、対象とならない医療施設、娯楽施設、商業施設、宿泊施設、都市公園についても、すでにバリアフリー化済みの施設については、生活関連経路で結びます。なお、生活関連経路として位置づける道路は、冬季の除雪を考慮し、原則として有効幅員が2m以上の歩道と自転車歩行者道を有する道路区間等とします。

道路種別生活関連経路



総延長 約228km

生活関連経路の選定イメージ



設定した生活関連経路

上記の考え方にに基づき設定した生活関連経路の総延長は200kmを超え、このうち、まだ、1/2を超える約123kmについては、バリアフリー化されていません。札幌市では、現在年間約14kmの整備を行っていますが、すべての整備を完了するまでには、約9年の期間を必要とします。このため、生活関連経路のバリアフリー化にあたっては優先度を検討することとし、以下の基準により優先的に整備すべき経路(「主要な生活関連経路」と称します)を抽出し、効果的に事業を実施します。

- 1) 旅客施設から公共施設(教育施設、文化施設、官公署、行政機関が運営する福祉施設、運動施設)に結節する生活関連経路は「主要な生活関連経路」とします。
- 2) すでにバリアフリー化が図られている生活関連施設に結節する旅客施設からの経路についても「主要な生活関連経路」に位置づけます。
- 3) 上記以外の生活関連施設に結節する旅客施設からの経路、生活関連施設相互を連絡する経路については「その他の生活関連経路」とします。

生活関連経路の詳細について、別冊の資料「バリアフリー化推進マップ」でお知らせしていますので、こちらをご参照下さい。